

栃木市自治基本条例(案)に関するパブリックコメントの実施結果及び市の考え方

1. 実施状況

- ・ 募集期間：平成24年1月20日から平成24年2月29日まで
- ・ 資料の公表：広報とちぎ2月号に折込（全戸配布）したほか、市ホームページ、各総合支所地域まちづくり課、各支所、各出張所及び各公民館にて閲覧

2. 意見の提出状況

分類	市内	市外	計
条文の一部修正を求める意見	16人 (182件)	0人 (0件)	16人 (182件)
条例制定に反対の意見	6人 (26件)	42人 (101件)	48人 (127件)
その他	5人 (9件)	0人 (0件)	5人 (9件)
合計	27人 (217件)	42人 (101件)	69人 (318件)

1 修正を求める意見

	意見（概要）	意見の数	ご意見に対する市の考え方
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・もっと簡潔なわかり易い条文にしてほしい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例については、できるだけ簡潔で分かりやすい表現にすることを心がけていますが、基本的な形式や用語の使い方等、条例としての一定のルールを踏まえる必要もあります。 ・なお、別途、解説書を作成する予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・責務を定める条項（第11条【市民の責務】、第13条【事業者の責務】、第16条【議会の権限と責務】、第17条【議員の責務】）における責務の表現を、統一し、明確な表現が望ましい。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの責務について、基本的な内容を規定していますが、事業者については、市民の責務を踏まえたうえで、特に求められる責務を規定しています。 ・また、議員の責務についても、議会の責務を踏まえたうえで、特に求められる責務を規定しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・【市長の責務】、【市職員の責務】の項目が必要。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の責務については第18条に、行政委員会等の責務については第19条に、市職員の責務については、第20条に規定しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に市民としての責務が大切であると思う。責任をもって果たすべき義務が守られれば、かつて日本人の誇りであった礼節をわきまえた栃木市民が増えるのではないか。今回のパブリックコメントは、私たち市民の市政への参画の意識づけになっていると思う。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、この条例の目的である市民自治の実現には、市民の意思と責任に基づいたまちづくりを推進することが必要であります。 そのためには、市政への市民の参画や、市民と市の協働によるまちづくりを推進することが必要であると考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治とは市民本位の姿から市行政に参画することと考える。栃木市民として一人一人が責任ある行動をとり、自分を守ってもらうことと他人を思いやり愛することで、市政に少なからず寄与することに繋がるものと思う。栃木市自治基本条例は栃木市民生活上の土台となるものと信じている。 	1	
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例（市の最高規範）であるから、より強い宣言となるため「努めなければならない」、「尊重しなければならない」、「努めるものとする」をそれぞれ 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例も、基本的な形式や用語の使い方等、条例としての一定のルールを踏まえる必要があり、本文は「である調」にしています。なお、前文

	れ「努めます」、「尊重します」、「努めます」とすべき。		は、なるべく市民にとって分かりやすく、親しみやすい表現にするため「ですます調」を用いています。
前文	・「県名発祥の地として自由民権運動の中心地でもあった歴史を有し、」の一文がほしい。	1	・前文については、簡潔で分かりやすいものにするため、固有名詞や特定の地域を対象とする表現は限定して使用し、栃木市全体の特徴を表現したいと考えていますので、自治基本条例市民会議による素案を踏まえた原案のとおりとします。
	・「このまちに住み、働き、学び、活動するわたしたちは、それぞれの個性や立場を尊重し合い、地域の絆やコミュニティを大切にします。そして、地域の魅力や資源を活かしたまちづくりを推進し、活力に満ちて、住みやすく、誰もが未来への希望溢れる栃木市を創っていきたいと考えています。」の文章が漠然としていて、具体的にどうしていかかわからない。また、文末を「栃木市を創っていきます。」と考えるだけでなく、明言してほしい。	1	・市の将来像については、現在策定作業を行っている総合計画において明確にするべきであり、この条例は、将来像を実現していくための土台となるまちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めるものですので、原案のとおりとします。 ・文末の表現についても、前文としての意味は同じであると考えますので、原案のとおりとします。
	・「まちづくりや市政に積極的に参画し協働することが大切であり、」という記述からは「まちづくり」に「参画」、「市政」に「協働」と読み取れるが、参画と協働の関わりが逆ではないか。	1	・前文では、市民が「まちづくり」と「市政」いずれにも「積極的に参画し協働する」という趣旨で記述しています。
	・「市民の信託を受けた市長や市議会は、その信託の重要性を十分に認識して市政運営に当たる責任があります。」とあるが、「市政」は市長、市議会のみか。	1	・前文の「市民の信託を受けた市長や市議会は」を「市民の信託を受けた市長をはじめとする市の執行機関と議会は」に改めます。
	・まちづくりと市政、市長等の関係がわからない。	1	・第3条第5号及び第6号に規定しているとおり、「まちづくり」は、「住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。」こととし、「市政」は、「まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。」としています。 ・市政は、執行機関である市長や行政委員会等と議決機関である市議会に

			よって運営されています。
	・市民の責務が強調され過大である。市政の主権者である市民の責務が発揮できる仕組みが確立され、その上での積極的参画と協働と考えると、その仕組み作りが市政の役割になるのか。	1	・前文については、自治基本条例市民会議による素案を最大限尊重した内容としていますが、市民がまちづくりや市政に積極的に参画し協働することの重要性を表現しています。 ・なお、ご指摘のとおり、まちづくりや市政への市民の参画と協働の仕組みづくりは、市の果たすべき役割と考えています。
	・地域の資源の定義は何か。	1	・地域の資源とは、市内それぞれの地域における自然、歴史、地域のつながり、産業、文化、人など、先人から引継ぎ、有効に活用し、未来に引き継いでいかななくてはならないものと考えています。
	・「地域の魅力や資源」、「まちづくりや市政」、「まちづくりや市政運営」等「や」が多用されているが規範規定としてふさわしい文言なのか。	1	・この条例においては、条例制定の趣旨や目的をわかりやすく、親しみやすい表現で宣言するために前文を設けています。したがって、前文のみ「ですます調」で記述しており、通常、条例では使用しない字句も使用しています。
	・わたしたちのもう一人の此処の市民でない私がこれらの責務を付与しているという文章構成から、一体感のある記述に変更すべき。	1	・前文の「わたくしたち」とは、自治の担い手である市民、議会、市長等を表しています。そのうえで、市民がまちづくりや市政に積極的に参画し協働することの重要性、市政運営における執行機関や議会の責任を明らかにし、市民を中心としたまちづくりや市政運営を実現するためにこの条例を制定するとしていますので、原案のとおりとします。
第1条	・「市民自治の実現を図ることを目的とする。」という表現を「市民自治の実現を目的とする」と改め、言葉の逃げをなくしてほしい。	1	・市民、議会、市長等がまちづくりや市政運営に取り組んでいくための一定の方向性を明らかにするものですので、原案のとおりとします。
	・「市民自治の実現を図ることを目的とする。」としているが、実現を図ることが目的なのか。市民と市が共に自立にむけて、まちづくりをし、市民がどのように暮らせるものとするかを示すべきである。前文では「誰もが未来へ	1	・この条例は、本市のまちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めるものであり、その目的は、市民を中心としたまちづくりや市政運営(市民自治)の実現を図ることであるとと考えています。

<p>の希望溢れる栃木市の実現」とあるように望む暮らしの姿の実現が本項の目的ではないか。目的を見直し、市民にとって望むべき目的の設定をするべき。</p> <p>参考</p> <p>①この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。</p> <p>②この条例は、…市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、自立した地域社会を実現し、市民福祉の向上を目指すことを目的とする。</p>		<p>・前文において、「誰もが未来への希望への溢れる栃木市」と市の将来のあるべき姿を表現していますが、具体的な市の将来像やあるべき姿は、総合計画等によって、明らかにしていきます。</p>
<p>・自治の基本理念の明確化、市民の権利及び責務の明確化、市長及び議会の権限及び責務の明確化と、市政に関する基本事項の規定化、そして、協働のまちづくりの推進とあるが、項目の羅列であり、それぞれに関連する共通言語がなく、関連性が乏しい。</p>	1	<p>・この条例の目的は、市民と市による協働のまちづくりを推進し、市民自治の実現を図ることであるとしていますが、そのためには、本市の自治を担う市民、議会、市長等が、自治の基本理念、基本原則や、それぞれの役割等を明確にしておくこと、さらに、市政運営の原則を定めておくことが必要であると考えています。</p> <p>なお、ここでの共通言語は、「自治」であり、「まちづくりや市政」であると考えています。</p>
<p>・市政とまちづくりの関係が示されていない。</p>	1	<p>・第3条第5号及び第6号に規定しているとおり、「まちづくり」は、「住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。」こととし、「市政」は、「まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。」こととしています。</p>
<p>・市民、市長、議会の責務等の明確化について、執行機関としての行政委員会等が漏れている。</p>	1	<p>・第1条の「市長及び議会の権限及び責務」を「市長等及び議会の権限及び責務」に改めます。</p>

			・第3条に第4号として「市長等 市長及び行政委員会等をいう。」を加えます。
	・協働のまちづくりはイメージとしてはわかるが、誰と誰がどのようにするか不明である。	1	・第3条第8号に定めたとおり、市民と市が、それぞれの責任及び役割に基づいて、対等な立場で連携協力することです。
	・市民自治が実現すると市はどのような姿になるのか明確にするべき。	1	・市民自治の実現とは、市民の意思と責任のもとにまちづくりや市政を行うということであり、市民がまちづくりや市政に積極的に参画し、市民と市の協働によりまちづくりや市政運営が推進されていること、市民中心の市政運営が行われることを想定しています。
第2条	・条例なのだから「最高規範」と明記する必要はないと考える。	1	・第2条第2項に、この条例の趣旨にのっとり例規、計画、政策等の体系化に努めることを規定しており、本市の自治の最高規範であると考えます。 ・第2条第1項の「この条例は、本市の最高規範であり」を「この条例は、本市の自治の最高規範であり」に改めます。
	・「この条例は、本市の最高規範であり、」とあるが、栃木市にとって何の最高規範なのか。規範として守るべきことは何か明確にするべき。 参考 ①この条例は、〇〇市の自治に関する最も基本的な意思の表明であり、その趣旨が最大限尊重されるものでなければならない。 ②この条例は、自治の基本的事項及び市政に関する最高規範であり、市民及び市は、誠実にこれを遵守しなければならない。	1	・第2条第1項の「この条例は、本市の最高規範であり」を「この条例は、本市の自治の最高規範であり」に改めます。 ・最高規範として守るべきことについては、例えば、第2条第1項に、この条例に基づいて市政運営に当たること、第2項に、この条例の趣旨にのっとり例規、計画、政策等の体系化に努めることなどを定めています。
	・定義において市政運営はまちづくりの一部であるとされているが、そのまちづくりの一部分に最高規範が適用されるというのは運用上の順位が不自然ではないか。	1	・この条例は、本市のまちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めるものであり、まちづくり全般についての最高規範として定めるとともに、まちづくりの一部である市政についても最高規範として定めています。

<p>・第1項中、「市政の運営」を「市政運営に」改めては如何か。</p>	1	<p>・ご意見のとおり、第2条第1項、第19条、第30条第1項の「市政の運営」を「<u>市政運営</u>」に改めます。</p>
<p>・第2項において「市政の推進に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例その他の例規並びに計画及び政策の総合的な体系化に努めなければならない。」という表現の「努める」を除き言葉の逃げをなくしてほしい。</p>	1	<p>・まちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めるこの条例において、市政運営について一定の方向性を明らかにする内容ですので、原案のとおりとします。</p>
<p>・第2項は「体系化に努めなければならない。」、第3項は「市民自治の実現に努めなければならない。」と努力規定で具体性の担保がない。</p>	1	<p>・まちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めるこの条例において、市政運営やまちづくりへの取り組み方について一定の方向性を明らかにする内容ですので、原案のとおりとします。</p>
<p>・第3項において「市民、議員、市長及び行政委員会等並びに市職員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の市民自治の実現に努めなければならない。」という表現の「努める」を除き言葉の逃げをなくしてほしい。</p>	1	<p>・まちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めるこの条例において、まちづくりへの取り組み方について一定の方向性を明らかにする内容ですので、原案のとおりとします。</p>
<p>・第3項の「、市長及び行政委員会等並びに市職員は」という規定は必要か。 案 市民、議員及び市長等は、この条例の定められたそれぞれの役割等に従い、本市の市民自治の実現に努めるとともに、その責任を果たさなければならない。</p>	1	<p>・第2条第3項の「、市長及び行政委員会等並びに市職員は」を「<u>市長等及び市職員は</u>」に改めます。 ・第3条に第4号として「<u>市長等 市長及び行政委員会等をいう。</u>」を加えます。 ・第34条第1項の「市長及び行政委員会等」を「<u>市長等</u>」に改めます。 ・第37条中の「市長等」を「<u>市長その他の任命権者</u>」に改めます。</p>
<p>・規定違反の罰則規定の必要性の検討が要る。</p>	1	<p>・この条例は、市民自治を実現するために、本市のまちづくりや市政運営の基本理念や基本原則を定めた条例です。こうした条例の趣旨から罰則規定の必要はないと考えています。</p>

第3条	<p>・「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」とはどういう意味なのか。</p>	1	<p>・この条例中において、第3条の(1)～(8)の用語の意義は、そこに定めているとおりとしますという意味です。</p>
	<p>・市民とは、まず市内住民であり、納税の義務をはたしているなどの市民の義務や責任を果たしているべきではないか。また、国籍も重要だと思う。多くの意見、考えを聞くことは良いことだと思うが、義務・責任を負わない市民では困る。市民の定義を再検討すべき。</p>	2	<p>・これからのまちづくりや地域の抱える課題の解決には、市内に住んでいる住民だけではなく、栃木市に関係するもっと幅広い人たちが協力、連携しあうことが重要であるという考え方から、市民を「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者」と定義することとしました。</p> <p>・なお、この条例では、市民の権利や責務についての基本的な内容を定めていますが、この条例で定める「市民」においても、市外に住み市内に勤務する人と、市内に住んでいる「住民」では、他の法令等の規定により、受けられる行政サービスや納税等の責務の内容は異なります。</p> <p>まちづくりにおいても、それぞれの立場により関わり方は異なりますが、異なる立場の人々が連携、協力して推進を図ることが重要であると考えています。</p>
	<p>・資源、財産に係わる事項が複数あり、わかりやすくするために、用語の統一を検討すべき。</p> <p>例</p> <p>第22条 市民と市が共有する財産</p> <p>第29条 (4) 地域における資源</p> <p>(8) 市が保有する財産</p> <p>参考</p> <p>社会的資源の活用 人、財産、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源(以下「社会資源」という。)を大切にすることをもち、有効に活用するとともに、自らも社会資源を創出し、互いに提供しあうことをいう。</p>	1	<p>・「財産」は、個人や団体などの所有している金銭的な価値、精神的価値のあるもの(金、物、情報、人など)と考え、「資源」は、人間の活動において利用可能なもの(天然資源、自然、産業、文化、人など)と考えています。</p>
	<p>・まちづくりと市政に係わる条項が複数あるが使用する用語を見直すべ</p>	1	<p>・第3条第5号及び第6号に規定しているとおり、「まちづくり」は、「住みやす</p>

き。

例

まちづくりや市政→

前文 … まちづくりや市政に積極的に参画し協働する

協働のまちづくり→

第1条(目的) … 協働のまちづくり

まちづくり→

第4条(基本理念) … まちづくりを推進、まちづくりは市民が主体

第5条(基本原則) … まちづくりにおいて平等、市はまちづくりに当たって

第6条(基本原則) … まちづくりは、人と自然の共生

第7条(基本原則) … まちづくりは、市民と市が情報を共有

第9条(基本原則) … まちづくりは、市民と市が協働

第11条(市民の責務) … 自らがまちづくりの主体であることを自覚し

第12条(青少年や子ども) … まちづくりに参画する権利

第20条(市職員) … まちづくりに積極的に参加

まちづくり及び市政→

第10条(市民の権利) … まちづくり及び市政に参画する権利

第11条(市民の責務) … まちづくり及び市政への参画

第21条(情報共有) … まちづくり及び市政に関する情報

第24条(参画) … まちづくり及び市政に参画する

地域のまちづくり→

第14条(地域自治) … 身近な地域のまちづくりに取り組み

まちづくり又は市政→

第24条(参画) … 市民がまちづくり又は市政に参画しない

広域的なまちづくり→

第42条(広域連携) … 広域的なまちづくりに協力

く、活力ある地域社会をつくること、又はそのために行われる全ての公共的な活動をいう。」こととし、「市政」は、「まちづくりのうち、市民の信託に基づき市が行うものをいう。」こととしています。

・各条文において、基本理念や基本原則のように、「まちづくり」全般ととらえて支障のない内容については、「まちづくり」と表現していますが、参画については、「まちづくり及び市政」等の表現を使用しています。これは、「まちづくり」全般のうち、「市政」については、市民の信託に基づいて市が行うものであり、参画のあり方、仕方も「まちづくり」とは異なるものであると考えるためです。

・なお、第20条中、「まちづくりに積極的に参加」を「地域のまちづくりに積極的に参画」に改めます。

<p>第4条</p>	<p>・第30条第4項において「市は、総合計画をこの条例の基本理念にのっとり策定し実施するとともに、」とあるが、その基本理念が「(1) まちづくりは、市民が主体であること。」「(2) 市政は、市民の信託にもとづくものであること。」の2点だけでは大きくとらえすぎていて、これでは総合計画が策定できるとは思えない。</p> <p>前文にあるような栃木市らしい目指す将来像を基本理念に加えてほしい。同時進行している総合計画策定懇談会の市民アンケートの結果から6つの基本方針案が資料化されているが、自治基本条例を前提とすべき総合計画なので、市民の貴重な声を目指す将来像の分類に活用できないか。その分類された基本方針の実施計画の内容と優先度は総合計画で策定すべきかと思う。</p> <p>基本理念のめざす将来像が検討されたら、「自然との共生と健康的に安心して暮らせるまち」、「文化的で創造性が育まれるまち」、「地域コミュニティーでつながるまち」、「私は栃木市民と誇れるまち」など栃木市章との一体感にも配慮してもらいたい。</p>	<p>1</p>	<p>・この条例の目的は、栃木市が目指す将来像を規定することではなく、まちづくりや市政運営の基本理念、基本原則を定めることにより、市民自治の実現を図ることですので、基本理念としては原案のとおりで十分であると考えます。</p> <p>・総合計画についてのご意見は、総合計画策定において参考にします。</p>
	<p>・「まちづくりを推進するものとする。」とあるが、基本理念の用語として、適切であるか。</p>	<p>1</p>	<p>・「するものとする」という表現は、条例において、原則や方針を示す場合に使用していますので、適切であると考えています。</p>
	<p>・第1号において市民主体として求められるのは何か。</p> <p>・第2号における信託とは何か不明。</p> <p>・自治の基本として、市政運営の規範とすべき行動、判断の基準を示すべき。</p> <p>参考</p> <p>第4条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。</p> <p>2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的</p>		<p>・「まちづくりは、市民が主体であること。」という基本理念に基づいて求められることとして、市民には、まちづくりや市政への参画を求め、市にはそのための機会を保障することなど、具体的な内容を各条文に定めています。</p> <p>・この条例においては、市民を住民に限らず、まちづくりの担い手として広く定義しています。したがって、第4条第2号の「信託」とは、住民の選挙によって市長や市議会議員が選ばれているということに限らず、市民から信頼して任されている状態であると考えています。</p> <p>・自治の基本理念は、原案のとおり、できるだけ簡潔に分かりやすく表現し、</p>

	に推進されることを目指すものでなければならない。	1	それを受けて、基本原則その他の条文において具体的に規定したいと考えています。
第5条	・第1項に平等を加えて記述すると、全体のものとしてわかりやすい。	1	・第2項に、「市民は、まちづくりにおいて平等であり」としていますので、原案のとおりとします。
	・第2項における「社会的又は経済的状況等の違いに配慮し、それぞれの立場を尊重しなければならない。」を「差別」、「平等」という言葉を使い「社会的役職及び経歴等により差別されることなく平等でなければならない。」としてはどうか。 社会通念上、一般的に社会的地位、名声のある人の意見が優先されやすく、名前の知られていない一般市民の意見は通りにくく、ややもすると除外視されやすいので全ての市民を平等に公平に扱ってほしい。	1	・この条文では、市民はまちづくりにおいて平等であることを定めていますので、ご意見の趣旨は、原案に含まれていると考えます。
	・第3項において「市は、まちづくりに当たって、市民の個性及び能力が最大限に発揮できるよう配慮しなければならない。」という表現の「配慮」という言葉を除き「発揮できるようにしなければならない。」としてほしい。	1	・この条文は、自治の基本原則として人権尊重の原則を定めていますので、原案のとおりとします。
	・第2項と第3項を入れ替えたほうが良い。	1	・第1項で市民と市の責務、第2項で市民の権利と責務を定め、第3項で市の責務を定めていますので、原案のとおりとします。
第6条	・他の原則は章立てされているのに、「自然との共生」は第11条第5項で触れられているだけであるが、原則であればもう少し記載があるべきかと思う。 今後の総合計画でより具体的な議論がされるべき重要な項目だと思う。 原則ではなく基本理念に属する項目ではないか。	1	・「自然との共生の原則」に関する具体的な取組については、総合計画や個別の施策において検討します。
	・「まちづくりは、人と自然との共生を基調として推進しなければならない。」	1	・自治の基本原則としては、原案の表現が具体的で分かりやすいと考えま

	の表現から「推進」を除き「人と自然との共生を基調としなければならない。」としてほしい。		す。
	・他の条項の主語は市民又は市としているので統一すべき。	1	・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。
第7条	・「まちづくりは、市民と市が情報を共有して推進しなければならない。」の表現から「推進」を除き「市民と市が情報を共有しなければならない。」としてほしい。	1	・自治の基本原則としては、原案の表現が具体的で分かりやすいと考えます。
	・他の条項の主語は市民又は市としているので統一すべき。	1	・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。
	・第7章と重複している。	1	・情報共有の原則は、市民のまちづくりや市政への参画や市民と市の協働の前提となる重要な事項であり、基本原則である第7条を踏まえて、第7章として、情報共有、情報公開、個人情報保護について定めています。
	・第2項で情報は財産であると規定しているが、市の財務管理の対象として対価を付与できるのか。 案 市民と市は情報を財産として認識するとともに、共有してまちづくりを推進しなければならない。	1	・地方自治法上の「財産」は、公有財産、物品及び債権並びに基金を指しますが、この条例では、市が保有する情報についても、価値のあるものとして「財産」として表現しています。
第8条	・第1項末尾に「なお、市民は、参画に当たって平等に扱われなければならない。」を加えたらどうか。 市議会議員、自治会長、会社経営者、学識経験者、名誉的経歴の保有者等名前と顔の通った人と全く名前も顔も知られていない一般市民では、事実、社会において対等、平等ではなく、暗黙のうちに階級社会意識を持っている人もいますので平等に扱われることを願いたい。	1	・第5条第2項に、市民は、まちづくりにおいて平等であるとの規定がありますので、原案のとおりとします。
	・他の条項の主語は市民又は市としているので統一すべき。	1	・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。

	<p>・「市は、市政に市民の参画を図るための取り組みを積極的に推進しなければならない。」の表現から「積極的に推進」を除き「市は、市政に市民の参画を図るための取り組みを行わなければならない。」としてほしい。</p>	1	<p>・自治の基本原則として、市民参画についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第2項の取り組みとは何か。 案 市は、市政に市民の参画を図るための手続き等の取り組みを積極的に推進しなければならない。</p>	1	<p>・「市政に市民の参画を図るための取り組み」とは、第24条に規定している「まちづくりや市政に参画する機会を保障」することや、参画のための手続きを明確にすることです。また、第26条の住民投票、第27条の審議会等、第28条の意見募集についても、市政に市民の参画を図るための具体的な取組です。 したがって、第8条は、市民参画の原則として、原案のとおりとします。</p>
第9条	<p>・「まちづくりは、市民と市が協働して推進しなければならない。」の表現から「推進」を除き「市民と市が協働しなければならない。」としてほしい。</p>	1	<p>・自治の基本原則として、協働についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・他の条項の主語は市民又は市としているので統一すべき。</p>	1	<p>・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。</p>
第10条	<p>・「権利を有するものとする。」という文言は制定した側から与えられたものととらえられるので「権利を有する。」とするべき。</p>	1	<p>・「するものとする」という表現は、条例において、原則や方針を示す場合に使用するものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・(1)「個として尊重され、」を「個人として尊重され、」と改めるべき。</p>	3	<p>・この条例においては、市民の定義として、事業者も含めていますので、「個として尊重され」を「個人又は個別の事業者として尊重され」に改めます。</p>
	<p>・(1)について「安心な生活」という表現は話し言葉で法令用語としてふさわしくないのではないか。 「快適で安全で安心できる生活を営む権利」または「快適で安全で安心して暮らす生活を営む権利」としたらどうか。</p>	1	<p>・「安全で安心な生活を営む権利」を「安全で安心して生活を営む権利」に改めます。 ・第12条第2項の「安全・安心で健やかに育つ環境」を「安全で安心して健やかに育つ環境」に改めます。</p>
	<p>・(3)について第5条との関連性から「平等に行政サービスを受ける権利」</p>	1	<p>・この条文では、市民は、それぞれがその対象となる行政サービスを等しく</p>

	としたらどうか。		受ける権利を有していることを規定しています。しかしながら、行政サービスは、それぞれの法令等により受けることのできる対象者やサービスの内容等が定められている場合があり、全ての市民があらゆる行政サービスを無条件に等しく受けることができるという意味ではありませんので、原案のとおりとします。
第11条	・市民の責務に動物愛護精神の責務を追加してはどうか。	1	・動物愛護精神については、個別の施策において検討したいと考えます。
	・「責務を負うものとする。」という文言は制定した側から与えられたものにとらえられるので「責務を有する。」とするべき。	1	・「するものとする」という表現は、条例において、原則や方針を示す場合に使用するものですので、原案のとおりとします。
	・(2)「市民自治を推進する責務」を「市民自治をする責務」と改めるべき。	1	・この条文は、市民の責務として、全ての市民を対象とした原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
	・(3)「責任ある発言及び行動に努める責務」を「責任ある発言及び行動をする責務」と改めるべき。	1	
	・(4)「持続可能な地域社会の実現に努める責務」を「持続可能な地域社会の実現をする責務」と改めるべき。	1	
	・(5)「自然環境の保全に努める責務」を「自然環境の保全をする責務」と改めるべき。	1	
	・(6)に「市は最小限の負担を市民に求める」を加えるべき。	1	
	・(6)について行政運営に伴うとすると範囲が広く、負担の内容が不明瞭。行政運営上の負担を責務として市民に無条件で負担を課すことが可能となるので、税負担を明記するべき。	1	・この条文は、市民の責務を定めるものですので、原案のとおりとします。 ・この場合の「負担」とは、税金に限らず、使用料等の受益者負担も含めたものとして幅広く捉えていますので、原案のとおりとします。 ・市民に新たな負担を課す場合には、条例の制定等、一定の手続きが必要ですので、この条項を理由に無条件で行うことはありません。

第12条	<p>・第1項について「青少年や子ども」という表現は話し言葉であり、物として扱っているように誤解されかねない。</p> <p>・ここでは将来のまちづくりの担い手である者としたらどうか。</p> <p>案 満20歳未満の青少年並びに子どもは、まちづくりの将来の担い手として、それぞれの年齢等に応じた関わり方で、希望するまちづくりに参画する権利を有する。</p>	1	<p>・条例としては馴染みにくい表現ではあるかとも考えますが、できる限り市民にとって、分かりやすい表現とするために、原案のとおりとします。</p> <p>・青少年や子どもは、まちづくりの将来の担い手としてだけでなく、現時点での「青少年や子ども」としてもそれぞれの関わり方により、まちづくりに参画する権利を有することを明らかにする条文ですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第2項における「安全・安心で健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。」を「安全・安心で健やかに育つ環境の整備を行わなければならない。」と改めるべき。</p> <p>・安全・安心は宣伝用語的で言葉の印象はわかるが、対象と内容が異なり、意味不明。</p> <p>案 市民及び市は、満20歳未満の青少年並びに子どもが、安全で安心して健やかに育つことができる環境の整備に努めなければならない。</p>	2	<p>・この条文は、まちづくりに関する原則的な内容を定めるものですので、「努めなければならない」という表現については、原案のとおりとします。</p> <p>・「安全・安心で健やかに育つ環境」を「安全で安心して健やかに育つ環境」に改めます。</p>
第13条	<p>・「地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」を「地域社会の実現に寄与しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、事業者の責務として、市内の全ての事業者を対象とした原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
第14条	<p>・市民による自治、補完性の原理の観点から制度及び原則を明確にすべきではないか。</p> <p>現行の地域自治区は経過的なものであり、変則的でもあるので、全市的に立って基本からの再構築が必要と考える。</p>	1	<p>・第4条の自治の基本理念に、まちづくりは市民が主体であることを定めていますので、原案のとおりとします。</p> <p>・地域自治区については、附則第4項に、合併に伴い設置された地域自治区については、恒常的な検証と調整を行い、設置期間経過後においても、より良い仕組みを構築するための必要な措置を講ずるものとしています。</p>
	<p>・第1項における「地域自治の推進に努めなければならない。」を「地域自治を実施しなければならない。」とするべき。</p>	1	<p>・この条文は、市民の責務として、全ての市民を対象とした原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>

第15条	<p>・市外の人々と特定せずに、市内も含めるべき。</p> <p>・「努めるものとする。」という表現は制定した側から、とりあえず負わされたものとの印象を受ける。</p> <p>交流を交流活動としたらどうか。</p> <p>案</p> <p>市民は、自らが市内外の人々との様々な活動を通じて積極的に話し合い、助け合いおよび連携していく交流活動が期待されており、その経験をまちづくりに活かすよう努めていくことが求められている。</p>	1	<p>・市内の人々との交流については、日常的に行われていることと考えますので、原案のとおりとします。</p> <p>・「するものとする」という表現は、条例において、原則や方針を示す場合に使用するものですので、原案のとおりとします。</p>
第16条	<p>・最近の自治体の首長に強権アリとする風潮や、議会が「オール与党」にならないように「二元代表制の意義、権限」について明記したほうがよい。</p> <p>第2項における「市民の意思を適切に反映させなければならない。」を「市民の意思を正確に反映させなければならない。」と改めるべき。</p> <p>・第5項における「開かれた議会運営に努めなければならない。」を「開かれた議会運営を行わなければならない。」と改めるべき。</p> <p>・第6項において「その他議会に関し必要な事項は、別に定める。」とあるが、他に基本的事項があるなら記載すべきである。</p>	1	<p>・この条文は、現行の二元代表制を踏まえたうえで、議会の権限と責務について定めていますので、原案のとおりとします。</p> <p>・この条文は、議会の責務として原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p> <p>・この条文は、議会の責務として原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p> <p>・第16条は、議会の責務として原則的な内容を定めるものであり、これとは別に定めるものとしては、現行の栃木市議会基本条例や栃木市議会議員定数条例等を指しますので、原案のとおりとします。</p>
第17条	<p>・第1項における「公正かつ誠実に」を「公平、公正かつ誠実に」としてはどうか。</p> <p>・第2項における「市民に開かれた議会運営の実現に努めなければならない。」を「市民に開かれた議会運営を実現しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・第17条第1項の「公正かつ誠実に」を「<u>公平</u>、公正かつ誠実に」に改めます。</p> <p>・この条文は、議員の責務として原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>

	<p>・第3項 「議員は、広く市民の声を聴き、」と規定されているが、規範として発言しない人々の意思を拾上げることを含めてはどうか。</p> <p>案 議員は、広く市民の声を聴き、かつ、市民の無言の声のあることをも認識し、これを政策形成及び議会運営に反映させなければならない。</p>	1	<p>・ご意見の「市民の無言の声」については、原案の「広く市民の声を聴き」という表現に含まれると考えます。</p>
	<p>・第4項において「その他議員に関し必要な事項は、別に定める。」とあるが、他に基本的事項があるなら記載すべきである。</p>	1	<p>・この条文は、議員の責務として原則的な内容を定めるものであり、別に定めるものとしては、現行の栃木市議会基本条例等を指しますので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・賛成、反対だけの挙手をするだけの議員は不要であるという考えから、議員の責務に、「議員は市政に対する政策提案を何件以上しなければならない、もしこれが達成できない場合は翌年の歳費を半額にする。また、4年の任期中に提案が0の場合は任期後の選挙に立候補してはならない。」という規定を加えるべき。</p>	1	<p>・この条文は、議員の責務として原則的な内容を定めるものであり、ご意見については、個別の条例等において検討すべきであると考えます。</p>
第18条	<p>・第1項及び第3項における「公正かつ誠実に」を「公平、公正かつ誠実に」としてはどうか。</p>	1	<p>・「公正かつ誠実に」を「公平、公正かつ誠実に」に改めます。</p>
	<p>・第2項で「市民自治の実現に努めなければならない。」としているが、指揮者が実行努力の規定で十分なのか。</p>	2	<p>・第2条第3項に、「市民、議員、市長及び行政委員会等並びに市職員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の市民自治の実現に努めなければならない。」としていますが、第18条第2項は、あらためて市長の責務として規定しており、さらに、第3項において、「市民自治を実現するため、本市の代表者として公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければならない。」としておりますので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第4項において「その他市長に関し必要な事項は、別に定める。」とあるが、他に基本的事項があるなら記載すべきである。</p>	1	<p>・この条文は、市長の責務としての原則を定めるものであり、別に定めるものとしては、現行の「政治倫理の確立のための栃木市長の資産等の公開に</p>

			関する条例」等を指しますので、原案のとおりとします。
	<p>・市長のまちづくりへの関わり方が規定されていない。</p> <p>案</p> <p>市長は市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりをしなければならない。</p>	1	<p>・この条においては、市政運営における市長の責務を定めていますので、原案のとおりとします。</p> <p>・なお、まちづくりに関する市の責務としては、第4条に基本理念として、市民及び市は、基本理念(まちづくりは、市民が主体。市政は、まちづくりのうち市民の信託に基づくもの。)に基づき、まちづくりを推進すること、第5条第3号に、市は、まちづくりに当たって、市民の個性及び能力が発揮できるように配慮すること、第9条に、まちづくりは、市民と市が協働して推進すること、第14条に、市民による地域自治に関する活動について、必要な支援を行うことなどを定めています。</p>
第19条	<p>・「公正かつ誠実に」を「公平、公正かつ誠実に」に改めるべき。</p>	1	<p>・「公正かつ誠実に」を「<u>公平</u>、公正かつ誠実に」に改めます。</p>
	<p>・「行政委員会等は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、」としているが、規定上責任と権限はそれぞれ異なる。それぞれの責務を明確にすると規定している第1条や第2条第3項と不適合ではないか。</p> <p>また、「同様の責務」では、行政委員会等の責務(権限と責任)が決められていないことを示している。</p> <p>案</p> <p>行政委員会等は、法令の定めるところによりその権限に対する職務を公平、公正かつ誠実に遂行する責務を負い、市長及び他の行政委員会等と協力連携して、市政の運営にあたらなければならない。</p>	1	<p>・「市長と同様の責務」とは、第18条の第1項の「市民の信託に応えるため、リーダーシップを発揮すること」や「この条例の基本理念にのっとり、市民自治の実現に努めなければならないこと」を指しますので、原案のとおりとします。</p>
第20条	<p>・第1項における「公正かつ誠実に」を「公平、公正かつ誠実に」に改めるべき。</p>	1	<p>・「公正かつ誠実に」を「<u>公平</u>、公正かつ誠実に」に改めます。</p>
	<p>・第1項において「市民全体の奉仕者として、」とあるが、これは断定なの</p>	1	<p>・憲法第15条第2項に、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の</p>

<p>か、意識付けなのか。また、市民への奉仕者は職員のみか。</p> <p>案</p> <p>市職員は市民全体への奉仕者との自覚をもって、市民自治の実現のため、法令に定めるところにより公平、公正かつ誠実にその職務を遂行するとともに、市民の信頼獲得に努めなければならない。</p>		<p>奉仕者ではない。」と規定しており、この条文では、これを踏まえて、確認事項として、「市職員は市民全体の奉仕者として…」と定めています。</p> <p>・「市民への奉仕者は職員のみか」とのご意見については、この条文については、市職員の責務に関するものですので、原案のとおりとします。</p>
<p>・第1項における「市民の信頼獲得に努めなければならない。」を「市民の信頼獲得を実現しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、市職員の責務として原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
<p>・第3項における「必要な知識の習得、創意工夫、技能向上等に努めなければならない。」を「必要な知識の習得、創意工夫、技能向上等を実現しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	
<p>・第4項における「まちづくりに積極的に参加するように努めなければならない。」を「まちづくりに積極的に参加しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	
<p>・第4項において市職員は「まちづくりに積極的に参加するように努めなければならない。」としているが、本条例では市政はまちづくりに含まれているのに、市政運営の一部である職員の職務にまちづくりへの参加努力規定があるのは矛盾するのではないか。地域のまちづくりへの参加という意味であれば用語の定義が必要ではないか。</p> <p>また、市職員のみに参加努力が課されるが、執行機関、議会等にはまちづくりへの参加が規定されていないのはどうか。</p> <p>案</p> <p>市職員は、職務遂行のみならず、自らも地域の一員であることを自覚し、その地域のまちづくりに積極的に参加するよう努めなければならない。</p>	1	<p>・「まちづくりに積極的に参加するように」を「<u>地域のまちづくりに積極的に参画するように</u>」に改めます。「地域のまちづくり」については、用語の定義は特に必要ないと考えます。</p> <p>・「市職員の地域のまちづくりへの参加」は、自治基本条例市民会議による素案を踏まえて、特に市職員に対して求められている内容であるとの認識により定めたものですので、原案のとおりとします。</p>
<p>・第5項として「市職員は、市行政の第一線にあることを自覚し、職務遂行</p>	1	<p>・ご指摘の事項については、第20条第1項の「市民全体の奉仕者として、市</p>

	<p>に当たっては、常に市民の立場に立って考え、市民に対しては公平に良識ある態度、言葉遣いをもって親切、丁寧に対応しなければならない。」と加えてはどうか。</p> <p>市職員が市民の立場に立って考え対応することにより、市民は市職員に対し信頼感と安心感を持てる。また、相手によって態度を変えることなく公平に親切、丁寧に対応することを望むことからである。</p>		<p>民自治の実現のため、法令の定めるところにより公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼獲得に努めなければならない。」に同様の趣旨が込められていますので、原案のとおりとします。</p>
第21条	<p>・第1項における「市は、まちづくり及び市政に関する情報を積極的に公表し、」を「市は、まちづくり及び市政に関する情報を公表し、」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、市の責務として、積極的に情報提供を行うことを定めるものですので、原案の表現が具体的で分かりやすいと考えます。</p>
	<p>・第2項における「情報の共有化を推進するため、次の制度の整備に努めなければならない。」を「情報の共有化を推進するため、次の制度の整備を実現しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、情報の共有化を推進するための制度の整備について、一定の方向性を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第21条は公表となっているが、情報公開と重複した規定内容となっている。</p> <p>案</p> <p>市は、市が保有するまちづくり及び市政に関する情報は市民と市の社会資源であるとの認識のもとに、情報の共有化を推進するとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。</p>	1	<p>・第21条第1項の「市は、まちづくり及び市政に関する情報を積極的に公表し、市民にわかりやすく説明しなければならない。」を「市は、<u>市が保有する情報は、市民と市が共有する財産であるとの認識のもとに、まちづくり及び市政に関する情報を積極的に公表し、市民にわかりやすく説明しなければならない。</u>」に改めます。</p> <p>・第22条第1項の「市は、市が保有する情報は市民と市が共有する財産であるとの認識のもとに、市民に対する説明責任を果たすため、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。」を「市は、<u>市民の市政に関する情報を知る権利を保障するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。</u>」に改めます。</p> <p>・情報の積極的な公表(広報紙、ホームページ、説明会等)による、市民と市の情報の共有についての第21条、個別の請求に基づく情報公開についての第22条、さらには、情報公開に関連の深い個人情報保護についての第23条は、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第21条【情報共有】と第22条【情報公開】の順番を入れ替えた方が良いのではないか。</p> <p>案</p> <p>市は、市政運営の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の参画と協働による開かれた市政の実現と市民に対する説明責任を果たすために、市が保有するまちづくり及び市政に関する情報を積極的に公開しなければならない。</p>	1	

第22条	<p>・第1項における「市が保有する情報を積極的に公開しなければならない。」を「市が保有する情報を守秘義務を除いて公開しなければならない。」と改める。</p>	1	<p>・この条文は、市の責務として、市政に関する情報には、個人情報のほか、法令等により定めのある情報等、公開することができない情報があることを踏まえたうえで、積極的な情報公開を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第1項末尾に「なお、公開に当たっては、広報紙による文書及び広報車によるスピーカーで路地裏まで全ての市民に周知しなければならない。」を加えたらどうか。</p> <p>事実、市民に対する広報は、文書よりも耳から入れる方が分かりやすく広く周知することができる。文書の場合、手元に届いても読まなければ意味はない。市民 100%に周知することは困難であるが、広い道路だけでなく、速度を下げ路地裏まで言葉が聞き取れるような周知を願いたい。</p>	1	<p>・情報公開とは、請求を受けた情報について、請求者に公開することであり、全市民に対して一律に周知するものではありません。</p>
第23条	<p>・第1項において対象者を特定していいないため、不特定者に対しても開示を担保するもので、趣旨に合わない。</p> <p>・また、「個人情報の保護に努めなければならない。」とされているが、適用法令の履行に対して努力規定としているは不整合なので、改めるべき。</p> <p>参考 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して、適切な措置を講じなければならない。</p>	1	<p>・「市は、個人情報に関する開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護に努めなければならない。」を、 「市は、<u>自己に関する個人情報</u>の開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護を<u>図らなければならない。</u>」に改めます。</p>
	<p>・第2項については、市の管理上での問題発生時に対する予防策として、市民の責任転嫁とも解釈でき、市民との窓口業務において、情報の保護状況の要求に対し不都合が生じかねないので、自己責任について付け加えたほうが良いのではないか。</p> <p>案 市民は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、自己責任が求</p>	1	<p>・この条文は、市民に対して、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に関する配慮とともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力することについても配慮を求める規定ですので、原案のとおりとします。</p>

	められる個人情報の保護に配慮しなければならない。		
	・第1項における「市の保有する個人情報の保護に努めなければならない。」を「市の保有する個人情報の保護を行わなければならない。」と改めるべき。	1	・「市は、個人情報に関する開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護に努めなければならない。」を、 「市は、 <u>自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める権利を保障し、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、市の保有する個人情報の保護を図らなければならない。</u> 」に改めます。
第24条	・第1項における目的は「市民参画の実現」で、手段が「参画する機会を保障し、参画のための手続きを明確に」することとなっているが、手段と目的を見直すべき。 案 市は、市民参画の実現を促進させるため、参画のための制度及び施策等の手続きを明確にして、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障しなければならない。	1	・特に修正の必要はないと考えるので原案のとおりとします。
	・第2項における「不利益を受けることのないように努めなければならない。」を「不利益を受けることのないようにしなければならない。」と改めるべき。	1	・この条文は、参画についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
	・第2項において「市民がまちづくり又は市政に参画しない、又は参画できないことによって、」と規定してあるが、「参画」しないではなく具体的に18歳以下の青少年や乳幼児、障がい者と明記すべき。	1	・市がまちづくりや市政に参画しない、又は参画できないことによって、不利益を受けることのないようにする対象は、市民全体を対象としていますので、原案のとおりとします。
	・第2項においては主語の「市」を「市長等」に改め、「又は」が連続して使われているので改めるべき。 案	1	・この条文の対象となるのは、市長や行政委員会等に限らず、議会も含めた市に対して求められる責務だと考えるので、原案のとおりとします。

	市長等は、市民がまちづくり若しくは市政に参画しない、又は参画できない事によって、不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。		
第25条	<p>・第1項における「協働しなければならない。」という表現はわかりにくいので改めるべき。</p> <p>案 市民及び市は、お互いに対等な立場で相互理解を深めるとともに信頼関係のもとに、協働してまちづくりを促進しなければならない。</p>	1	・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。
	<p>・第2項の規定内容は協働との関わりが希薄である。</p> <p>案 市は、前項に規定する協働の推進にあたり、市民の自主的なまちづくり活動の促進に必要な支援を行わなければならない。</p>	1	・市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、市が必要な支援を行うことは、市民と市の協働の一環であると考えます。
第26条	<p>・岩舟町も編入されると総人口は約16万人になるのだから10分の1でよいのではないか。</p>	1	・住民投票制度は、間接民主制度(代表民主制度)を補い、市民自治の実現を図るための具体的な仕組みであると考えていますが、住民の直接選挙により選ばれた市長や議会の権限との関係に十分留意する必要があり、その制度設計は慎重を期すべきであると考えます。
	<p>・合併で人口、範囲も大きくなったのだから、ハードルは低くすべき。昨今の投票率を見ても10分の1の連署を集めることも厳しく、地方自治のありかたを考えればもう少しゆるやかに運用してもよいのではないか。争点はそもそも住民投票で決めればよいのだから、もう少し積極的に利用できるような割合にしたほうが良いと思う。</p>	2	したがって、平成24年3月14日付け議長名の文書により、議会においては、住民投票の請求要件を6分の1以上とするべきとの意見が多数であり、このことを条例案に反映すべきとの意見が提出されたこと、自治基本条例市民会議の素案の提言においても、6分の1以上とするべきとの意見も少なからずあったとの内容が付言されていること、さらに、合併特例法における合併協議会設置についての住民投票を請求する際の連署数が6分の1であることなどを勘案した結果、「議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の6分の1以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。」に改めます。
	<p>・市の選挙権を有する住民の10分の1では少数過ぎて住民投票にふさわしくない事案も安易に実施されてしまう恐れがあるので、6分の1を支持する。</p>	1	

	<p>・第1項における「住民投票を実施することができる。」を「住民投票を実施しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、市政運営に係る重要事項について、必要な場合に住民投票を行うことができることを定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第4項における「住民投票の結果を尊重しなければならない。」を「住民投票の結果を実現しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・住民投票は、間接民主制度(代表民主制度)を補い、住民の意向を直接確認する仕組みです。したがって、住民投票の結果は市民の意思として最大限尊重されるべきものでありますが、最終的に意思決定を行うのは議会であり、市長等の執行機関ですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・投票前に論点の明確化と理解のため、一定期間、全市域での市民による討議研修(ワークショップ)を行うことを制度化することが不可欠ではないか。</p>	1	<p>・住民投票については、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項を別に条例で定めるとしており、ご意見は、個別条例の検討の際に参考にいたします。</p>
	<p>・住民投票実施のための要件が平易すぎるので、必要性について加えたほうが良いのではないか。</p> <p>案 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。</p>	1	<p>・ご意見の内容は、原案とほぼ同じ意味であると考えますので、原案のとおりとします。</p>
第27条	<p>・「一定数以上を公募」とするのは実に曖昧。「委員等」は原則として過半数を「公募制」とすべき。</p> <p>・「委員報酬は旅費実費のみ」も加えたほうが良い。</p>	1	<p>・審議会等には様々な種類のものがあり、公募による委員の割合を一律に定めるのは難しいと考えます。</p> <p>・審議会等のうち、法律又は条例により設置された附属機関の委員については、地方自治法により報酬を支給しなければならないとされています。</p>
	<p>・第1項において主語が「市は」と規定されているが、執行機関もしくは市長等とし、公募の目的、規範としての中立性の保持を示すべき。</p> <p>案 市長等は審議会等(法第138条の4第3項に定める付属機関及び任意設置の附属機関をいう。以下同じ。)の委員を選任する場合、市民の意見をより広く市政への反映と、市民の参画及び市民と市の協働を推進するため、</p>	1	<p>・この条文の主語は、市長等の執行機関及び市議会を含めた「市」ですので、原案のとおりとします。</p> <p>・公募の目的は第1項に定めており、また、中立性については第3項に定めています。</p>

	委員構成における中立性の保持に留意するとともに、委員及びその他の構成員(以下「委員等」という。)の一定数以上を公募しなければならない。		
	・公募によらない審議会等の委員等の委嘱は、市長、その他の市職員とは全く関係のない(コネではない)人物を選定してもらいたい。	1	・公募によらない委員等の委嘱については、それぞれの審議会等において、有識者や関係者団体等、その条件を定めていますが、委嘱手続については、公平、公正に実施するよう努めていきます。
	・第4項における「原則として公開しなければならない。」という表現から「原則として」を除くべき。	1	・審議会等の会議については、個人情報保護の理由等により非公開とせざるを得ない場合もありますので、原案のとおりとします。
	・第4項における公開の対象を会議及び議事録とすべき。	1	・会議を公開する場合には、その会議の会議録も公開しますので、原案のとおりとします。
	・第5項において「公募については、別に定める。」としている規定を「公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続きその他必要な事項は、別に定める。」とすべき。	1	・第4項に、「市は、審議会等の会議については、原則として公開しなければならない。」としており、この内容について、別に定めるとの規定を設ける必要は特にないと考えます。
第28条	・見出しを【意見募集】ではなく【意見公募】としたほうがよいのではないか。	1	・「意見募集」として特に問題ないと考えますので、原案のとおりとします。
	・「当該事項に関する情報」と規定しているが「当該事項の施策決定に必要な情報」と情報の対象範囲を規定するべき。	1	・第28条第1項では、意見募集の対象として、計画の策定等、条例の制定改廃、施策の実施等のうち、市民生活に重大な影響を及ぼすものに関する情報と定めていますので、原案のとおりとします。
	・第2項における「市は、前項の手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、」を「市は、前項の手続により提出された市民の意見を反映して意思決定を行うとともに、」と改めるべき。	1	・ご意見の内容は、原案とほぼ同じ意味であると考えますので、原案のとおりとします。
第29条	・第1項における「次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。」を「次に掲げる事項を実施しなければならない。」と改めるべき。	1	・この条文は、市政運営に関する原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。

・(1) 「市民の福祉の増進に努めるとともに、市民の意見が反映されるよう努めること。」を「市民の福祉を増進するとともに、市民の意見を反映すること。」と改めるべき。	1
・(2) 「公平、公正かつ透明性の高い事務執行に努めること。」を「公平、公正かつ透明性の高い事務執行を行うこと。」と改めるべき。	1
・(3) 「最少の経費で最大の効果を上げるよう努めること。」を「最少の経費で最大の効果を上げること。」と改めるべき。	1
・(4) 「地域における資源を最大限に活用するよう努めること。」を「地域における資源を最大限に活用すること。」と改めるべき。	1
・(5) 「持続可能な循環型社会を築くよう努めること。」を「持続可能な循環型社会を築くこと。」と改めるべき。	1
・(6) 「行政改革の計画的な推進に努めること。」を「行政改革を計画的に行うこと。」と改めるべき。	1
・(7) 「全ての市民が共有できる簡素で分かりやすい行政制度の構築に努めること。」を「全ての市民が共有できる簡素で分かりやすい行政制度を構築すること。」と改めるべき。	1
・(8) 「市が保有する財産は、次世代に引き継がれる市民共通の財産であることを認識し、効率的かつ効果的な管理及び活用に努めること。」を「市が保有する財産は、次世代に引き継がれる市民共通の財産であることを認識し、効率的かつ効果的な管理及び活用を行い、場合によっては情報公開を行うこと。」と改めるべき。	1

	<p>・(1)において、前文に示す市民の信託の趣旨を踏まえ、「市民の意見が反映されるよう」を「市民の意思が尊重され、市民の意見が反映されるよう」と改めるべき。</p>	1	<p>・市民の意思を尊重するという趣旨は、原案に含まれていると考えます。</p>
	<p>・(2) において、法令順守は公務として義務なので公平、公正が努力規定であるべきではないので、「公平、公正かつ」を「公平、公正を確保し、かつ」と改めるべき。</p>	1	<p>・「公平、公正かつ透明性の高い事務執行に努めること。」を「<u>公平、公正を確保し、かつ透明性の高い事務執行に努めること。</u>」に改めます。</p>
	<p>・(4) において、地域の資源は、市の保有物ばかりではないため、地域における資源を最大限に「活用するよう努めること。」を「活用できるよう努めること。」と改めるべき。</p>	1	<p>・地域における資源を活用できるよう努めるという趣旨も含めて、原案のとおりとします。</p>
	<p>・市政運営の基本として、国、県、各団体との関わり方が示されていないので加えるべき。 案 市は、国及び栃木県と対等の関係にあること踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努めなければならない。</p>	1	<p>・市としての国、県との連携については、第42条において定めていますので、市政運営の基本となる事項については、原案のとおりとします。</p>
第30条	<p>・第1項において「総合計画を定めるものとする。」としており、実効性の担保されない規定になっているので、「総合計画を定めなければならない。」とするべき。</p>	1	<p>・この条文は、総合計画についての原則的な内容を定めるものですが、原案により、総合計画の策定は義務付けられると考えますので、原案のとおりとします。 ・なお、合併前の旧1市4町においても同様の計画を定めており、本市においても、現在、平成25年度からの計画を策定作業中であります。</p>
	<p>・第4項における「適切な進行管理及び評価に努めなければならない。」を「適切な進行管理及び評価を行わなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、総合計画の進行管理及び評価についての原則的な内容として、適切に実施することを定めていますので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第4項において主語が「市は、」となっており実行者が特定されていない。</p>	1	<p>・第30条第3項において、総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理の目的が示されていないので加えるべき。 ・「評価に努めなければならない。」と努力規定になっているため改めるべき。 <p>案</p> <p>市長は、本条例の基本理念にもとづき総合計画を策定し、実施するとともに、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理及び評価を行わなければならない。</p>		<p>決を経て定めるとしてしますので、主語は「市」とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進行管理の目的については、特に加える必要はないと考えます。 ・「努めなければならない。」との表現については、この条文は、総合計画の進行管理及び評価についての原則的な内容として、適切に実施することを定めていますので、原案のとおりとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第5項において主語が「市は、」となっており実行者が特定されていない。 ・進捗管理及び評価のフィードバックの目的が示されていないので改めるべき。 <p>案</p> <p>市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図るため、達成目標、進捗状況及び評価結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・第30条第3項において、総合計画の基本構想及び基本計画は、議会の議決を経て定めるとしてしますので、主語は「市」であり、原案のとおりとします。 ・第5項の総合計画の達成目標、進捗状況、評価結果の公表の目的は、第6項の総合計画の策定や見直しに当たっての市民参画の前提となるものですので、原案のとおりとします。
第31条	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項における「計画的で健全かつ持続可能な財政運営に努めなければならない。」を「計画的で健全かつ持続可能な財政運営を行わなければならない。」と改めるべき。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・この条文は、財政運営についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・第29条（1）市民の福祉の増進の実現が、予算計画に反映されることの担保が必要であり、また、財政運営は努力規定で良いのか。 <p>案</p> <p>市は、財政基盤の強化を図り、計画的で健全かつ持続可能な財政運営により、市民福祉の増進を図るものとしなければならない。</p>	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民福祉の増進は、市政運営全般に共通した目的であり、この条文に特に追加する必要はないと考えます。また、この条文は、財政運営についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・主語は「市は、」ではなく「市長等は、」ではないのか。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・この条文の「市」は、権利義務の主体である基礎的自治体としての「栃木市」を指していますので、原案のとおりとします。

	<p>・第3項における「市民に分かりやすい指標等を用いるよう努めるとともに、」を「市民に分かりやすい指標等を用いるとともに、」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、行政評価の指標について、原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第3項において、行政評価に市民参画が盛り込まれていないが、本条例の目的が市民自治としており、開かれた市政として必要ではないか。</p> <p>・行政評価の実施にあたっては、評価指標は必ずしも市民に分かりやすいとは限らない。分かりやすく説明することが必要ではないか。</p> <p>参考 市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。</p>	1	<p>・行政評価については、現在、事務事業評価として実施していますが、今後、新市として、新たな行政評価制度の構築が当面の課題であり、行政評価への市民参画については、今後の検討課題とさせていただきたいと考えます。</p> <p>・行政評価の「分かりやすい指標」については、自治基本条例市民会議の提言に基づくものであり、市としても共通の認識がありますので、原案のとおりとします。</p>
第33条	<p>・外部監査委員の充実を図ってほしい。 今より増員して市政財政を監視し、出資団体等についても監査委員が介入して財政健全化を図ってほしい。</p>	1	<p>・今後の外部監査制度の実施にあたり、参考意見とさせていただきます。</p>
	<p>・外部監査は実施するのではなく、受けるものではないのか。</p>	1	<p>・外部監査は、市が地方自治法で定められた専門家と外部監査契約を締結し実施するものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・外部監査については市職員とは関係性のない業者等を選定してほしい。</p>	1	<p>・地方自治法において、外部監査契約を締結してはならない者として、議員、職員、市長、副市長、会計管理者、監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者等が定められていますので、適正に実施いたします。</p>
	<p>・適用される個別外部監査(地方自治法252条の27)と市民との関係が不明確であり、監査結果の公表の規定もなく市民視線の規定になっていない。</p> <p>また、「監査を実施するものとする。」という規定は実効性の意味で曖昧。</p> <p>案</p>	1	<p>・この条文は、新たに外部監査を実施するということを明確にすることが重要であると考えますので、原案のとおりとします。</p> <p>なお、この外部監査とは、地方自治法に基づく個別外部監査契約による監査を想定しています。したがって、監査委員の監査のほか、外部の専門家による監査ができることを条例で定めることにより、住民、議会又は市長か</p>

	市は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、法律の定めに従い、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務状況及び事業等に関する監査を実施し、その結果を公表しなければならない。		らの請求又は要求に基づき外部監査を実施するものであり、監査結果についても公表することとなっています。 ・「するものとする。」という表現は、条例において、原則や方針を示す場合に使用しますが、これにより外部監査の実施は義務付けられることとなりますので、原案のとおりとします。
第34条	・第1項における「次に掲げる事項に十分配慮しなければならない。」を「次に掲げる事項を組み込まなければならない。」と改めるべき。	1	・この条文は、市役所の組織編成についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
	・第1項における「法令に定めるもののほか、」という表現は法律用語で分かりにくいので「法令の定めに従い、その内部組織を編成し、」と改めるべき。	1	・地方公共団体の内部組織については、憲法92条に基づき、地方自治法等に基本的な枠組みが法定化されていますが、市では、さらに条例、規則により詳細を定めることができますので、原案のとおりとします。
第35条	・「法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃に積極的に努めなければならない。」を「法令の解釈及び運用並びに条例、規則等の制定改廃を実施しなければならない。」と改めるべき。	1	・この条文は、法務行政についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
第36条	・「…手続の迅速化を図らなければならない。」を「…手続を迅速化しなければならない。」と改めるべき。	1	・この条文は、行政手続についての原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。
第37条	・効率、効果優先の人事で良いのか。職員の公平、公正な職務遂行により効率的、効果的な市政運営が期待されるので、「効率的かつ効果的な市政運営」を「市職員の公平、公正な職務履行による、効率的かつ効果的な市政運営」と改めるべき。	1	・市職員の公平、公正な職務の遂行については、第20条第1項に規定していますので、第37条については、原案のとおりとします。 ・なお、この条文の「市長等」を「市長その他の任命権者」に改めます。
第38条	・第2項に「必要な支援を行わなければならないが、必要以上の団体を作らないこと」を加える。	1	・この条文は、市が出資等をしている団体に対する市の役割等を定めるものであり、ご意見については、個々の施策において検討していきます。

	<p>・第2項において「経営の公正」、「健全さの維持」、「指導、助言等」の文言を加えるべき。</p> <p>案</p> <p>市は、当該団体に対して、市の出資等の目的が効果的かつ効率的に達成するよう要請するとともに、当該団体の運営が公正かつ健全に維持されるよう必要な指導及び助言等の支援を行わなければならない。</p>	1	<p>・第38条第2項の</p> <p>「市の出資等の目的が、効果的かつ効率的に達成するよう要請するとともに、必要な支援を行わなければならない。」を</p> <p>「市の出資等の目的が、<u>適正かつ効率的、効果的に達成される</u>よう要請するとともに、必要な支援を行わなければならない。」に改めます。</p>
第39条	<p>・第1項における「危機管理体制の強化に努めなければならない。」を「危機管理体制を強化しなければならない。」と改めるべき。</p>	1	<p>・この条文は、危機管理体制の強化について、一定の方向性を明確にするものですので、原案のとおりとします。</p>
	<p>・第2項における「市民、自主防災組織その他関係機関との協力及び連携を図らなければならない。」を「市民、自主防災組織その他関係機関との協力及び連携を行わなければならない。」と改めるべき。</p>	1	
	<p>・第3項における「地域の防災力の強化に努めなければならない。」を「地域の防災力の強化を行わなければならない。」と改めるべき。</p>	1	
	<p>・第10条の規定との関連が希薄であり、安全並びに安心に係わる体制維持が必要。また、安全と安心に関する規定が努力規定で良いのか。</p> <p>案</p> <p>市は、市民が安全で安心できる生活が営めるよう、災害等の緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産を守るため、危機管理体制の整備、維持に必要な強化をしなければならない。</p>	1	
第40条	<p>・第1項において、法令によると通報者の対象は労働者とされているので、対象の見直しが必要。</p>	1	<p>・第1項は、市職員に公益通報を義務付ける規定です。第2項は、公益通報者保護法を踏まえて、公益通報を適切に処理するための規定であり、この場合の公益通報は、市職員以外に、市との請負契約等に基づいて事業を</p>

			<p>行う人、又はその事業に従事している人、通報対象事実についての処分又は勧告等をする権限を市の機関が有している場合の労働者等を対象にしていますので、市職員等としています。</p>
	<p>・第2項において、保護される条件は重大な法令違反に限定され、倫理違反は対象外である。</p>	1	<p>・第40条第1項の「市政の適法かつ公正な運営を妨げ、かつ、市政に対する市民の信頼を損なうような行為」とは、公益通報保護法に規定する公益通報の対象としての犯罪行為、法令違反行為を指しています。第2項では、市が受ける公益通報については、通報者が通報により不利益を受けないよう適正な措置を講ずるということを定めるものですので、原案のとおりとします。</p>
第41条	<p>・窓口業務が想定できるが、要望等の計画、実行、措置等解決への反映の担保がない。 市民要望、意見、苦情等の専用ホームページの開設等を含め検討すべき。 案 市は、市民の市政に対する要望、意見、苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応するとともに、市民の権利及び利益の保護の観点から適切な解決、措置に努め、必要に応じその結果を公表する。</p>	1	<p>・この条文は、要望等への対応の原則的な内容を定めるものですので、原案のとおりとします。 ・市民からの要望等の専用ホームページの開設等については、現行の市ホームページからも「市政へのご意見」として、要望等をいただいておりますが、他の方法についても検討します。</p>
第42条	<p>・広域と言いつつ近隣のみで良いのか。また、「協力するものとする。」という表現は見直すべき。 案 市は、国、栃木県及び関係地方公共団体との連携協力を密にして、まちづくり並びに共通する課題の解決に努めなければならない。</p>	1	<p>・この条文は、広域的なまちづくりについて定めており、その対象としては近隣自治体、県及び国であると考えています。 ・「するものとする」という表現は、条例において、原則や方針を示す場合に使用するものですので、原案のとおりとします。 ・「近隣自治体や栃木県、国との連携を」を「<u>近隣自治体、栃木県及び国との連携を</u>」に改めます。</p>
第43条	<p>・「市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。」を「市民の国際交流</p>	1	<p>・この条文は、国際交流についての原則的な内容を定めるものですので、原案</p>

	活動の支援を行うものとする。」と改めるべき。		のとおりとします。
	・市の国際交流と市民の国際交流とのつながり方が希薄であるので、「国際交流の輪を広げ、」を「まちづくりのための国際交流の輪を広げるとともに、」と改めるべき。	1	・市の国際交流や市民の国際交流活動への支援については、本市のまちづくりにおいて様々な交流を期待するものですので、原案のとおりとします。
第44条	・市民会議委員の再任は原則なしにしてもらいたい。	1	・ご意見は、別に定める個別条例の検討の際に参考にいたします。
	・多くの住民の意見が反映されるのは良いと思うが、市長や市議会議員のように選挙を経て住民の代表となっているわけではない市民会議が、様々な意見や発想を取り込む窓口では在っても、市政を決定する権限を持つものではないと思う。	1	・自治基本条例の施行状況及び改善について検証を行う市民会議は、この条例の施行状況等の検証等を行い、市長に報告する機関であり、執行権を有する機関ではありません。 市長は、市民会議からの報告を市民の直接の意見として重く受けとめ、必要な措置を講じますが、最終的に意思決定を行うのは議会であり、市長等の執行機関です。
	・第1項について、設置の実行者を明確にするべき。 案 市長は、この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、市の附属機関(以下「市民会議」という。)を以下の事項に考慮し設置する。	1	・原案により、市が附属機関を設置することは明らかであると考えます。
	・第2項については、主語を「市民会議は、」と組織体としているので規定上の配慮が必要。 案 市民会議の構成には、公募委員を一定数以上含め、市民を中心にした構成とする。	1	・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。
	・第3項については、主語を「市民会議は、」と組織体としているので規定上の配慮が必要。	1	・特に修正の必要はないと考えますので原案のとおりとします。

	<p>案</p> <p>市民会議が、次に掲げる事項の検証を円滑に実施できるよう配慮する。</p> <p>(1) この条例の施行状況等及びこの条例が必要とする改善に関する事項</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>(3) 検証結果は市長に報告されること。報告には、運用の実効性、適切性並びにこの条例の改善に関する事項等、提言が含まれること。</p>		
第45条	<p>・条例の見直しは5年では長い、4年で十分。</p>	1	<p>・自治基本条例市民会議による条例素案の考え方を尊重し、5年を超えない期間とします。</p>
	<p>・「この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない。」とあるが、その検証の評価の視点が示されていない。少なくとも、何をもって、何を確かめ、事実を証明するかを示すべき。</p> <p>案</p> <p>市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、陳腐化を防ぐ必要な手順を定め、この条例の規定を検証し、見直し等必要な措置を講じなければならない。</p>	1	<p>・本条においては、5年を超えない期間ごとに、この条例の規定を検証することを定めるものであり、検証の評価の視点、手順等については、別途検討します。</p>
	意見の数	計	182 件

2 制定に反対する意見

	意見（概要）	意見の数	ご意見に対する市の考え方
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・何のためにこの条例が必要なのか明確な理由がわからない。 ・あえて自治基本条例を作らなくても、従来の法体系で運用できるのではないか。制定反対。 	12	<p>・合併により誕生した新生「栃木市」には、行政権限の拡充、行財政運営の効率化などの合併のメリットを最大限に活かした市政運営はもとより、地方分権時代の自治体として、自己決定・自己責任による、市民を中心としたまちづくりや市政運営が求められています。</p> <p>そのためには、新市としてのまちづくりや市政運営に関する共通のルールを定める必要があると考えますが、地方自治の本旨（団体自治と住民自治）のうち、団体自治については、地方自治法等の関係法令において詳細に規定されていますが、住民自治については、ほとんど規定されていないのが現状です。</p> <p>そこで、本市をとりまく諸課題に適切に対応し、住民福祉の向上を目指すため、本市の住民自治のあり方を中心として、まちづくりや市政運営の基本理念や基本原則等を明確にしたうえで、憲法が保障する地方自治の実現を図りたいという考えから、この条例を制定するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 団体自治 … 地方の運営を、国とは別の独立した団体（地方自治体）が、自己の機関によりその団体の責任において行うこと。 * 住民自治 … 地方の運営を、住民が自らの意思により自らの責任において行うこと。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の制定は人権侵害救済法に繋がるのではないか。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例は、上記の主旨により制定するものであり、この条例の制定が人権侵害救済法に繋がるものとは考えておりません。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「市の最高規範」と謳っているのにほとんどの人がこの条例を知らない。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市民説明会及びパブリックコメントについては広報紙により市内の全戸にチラシを配付し周知を図りました。また、今後も周知活動を推進していきたいと考えています。

<p>前文</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、市議会議員の選挙は市民の主権行使であり、一般の市民は日中働いているので市政に参加することができない。こういったものに参加できるのは非常に恵まれた一部の方、あるいは、政治的意図をもった参政権のない外国人、プロ市民、反社会的団体等の政治活動を生業としている限られた人々である。 ・市民参加というが、一般市民は参加したくてもできない。非常に不公平である。 	<p>1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体は、間接民主制度（代表民主制度）として、住民が市長及び議員を直接選挙により選出し運営していますが、この制度を補ったり、強化することにより市民自治を実現するためには、市政への市民参画や市と市民との協働が必要であると考えています。 ・市としましては、自治基本条例を制定し、市民参画や市と市民との協働の機会を増やし、市民に対しても、これを促していきたいと考えています。 ・市政への市民参画の方法としては、この条例において、第26条の住民投票、第27条の審議会等、第28条の意見募集、第30条の総合計画策定及び見直しに当たっての市民参画、第44条の自治基本条例を検証するための市民会議等を定めていますが、一般の市民が参画しやすい制度を引き続き検討していきます。 ・なお、この条例を検討するにあたり設置した自治基本条例市民会議に参加していただいている市民の方々は、一部の特定の市民ではなく、一般の市民の方々であり、会議は平日の夜間に行い、日中に仕事をしたうえで参加されている方も多数いらっしゃいました。
	<p>・「市民自治」という語は、法律用語や国語辞書にはない語であり、意味不明である。使用すべきではない。</p>	<p>1</p>	<p>・前文に、「市民自治」とは、市民を中心としたまちづくりや市政運営を行うことであると表明しています。</p> <p>地方の運営は、その地域の住民の意思によって行われるべきという「住民自治」と同じ考え方に基づくものですが、この条例では、「市民」を市内に在勤、在学する人なども含めて、住民より幅広く定義していますので、「市民自治」という言葉を使用しています。</p>
<p>第2条</p>	<p>・「この条例は、本市の最高規範であり、市はこの条例に基づいて市政の運営に当たらなければならない」と明記しているが、栃木市における最高規範は憲法であり、条例には最高規範はなく、自治基本条例が他の条例に優越することは憲法に反する。</p>	<p>1 2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この自治基本条例は、地方自治に関する憲法や地方自治法等の関係法令の規定を踏まえたものであり、その内容は決して憲法や関係法令に反するものではありません。 ・自治基本条例が他の条例に優先することを法的に位置づけるのは困難

		<p>ですが、第2条第2項に「市は、この条例の趣旨にのっとり、市政の推進に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、条例その他の例規並びに計画及び政策の総合的な体系化に努めなければならない。」としており、本市の最高規範として取り扱うことは十分に可能であると考えています。ただし、ご意見を参考にして、第2条第1項の「この条例は、本市の最高規範であり」を「この条例は、本市の<u>自治</u>の最高規範であり」に改めます。</p>	
第3条	<p>・「市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者をいう」と明記しているが、市政に参画する「市民」であるなら、栃木市内に住民票を有し、かつ日本国籍を有する日本人の成人に限定すべき。</p>	26	<p>・これからのまちづくりや地域の抱える課題の解決には、市内に住んでいる人だけではなく、栃木市において、働き、学び、活動する幅広い人や事業者が協力、連携しあうことが重要であるという考え方から、市民を「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者」と定義しました。</p>
	<p>・「市民」の定義によれば反社会的団体や日本国籍を持たない外国人も含まれるので、そういった人の声も市政に反映しなければならなくなるのではないか。</p>	17	<p>・この条例では、第29条に、市政運営の基本として、市は市政運営に市民の意見が反映されるように努めることを規定しています。広く市民の意見を聴き市政に反映させることは必要ですが、反社会的な意見や、市政の主権者である市民の賛同を得られない意見を市政に反映させることはありません。</p>
	<p>・協働するまちづくりというが、市民の意見は皆違い、意見集約は事実上不可能ではないか。</p>	1	<p>・もちろん、市民の意見はそれぞれ異なりますが、それぞれの異なる意見や考え方を尊重しながら、一人でも多くの市民の方々が納得していただけるようなまちづくりを進めることが必要であると考えます。</p>
	<p>・住民は栃木市に愛着を持ち、税金が高くなろうと、市と運命共同体でやっていかなければならない。しかし、他市の住民は都合の悪いときは「市民」にならずにすむ。他市の住民を、「市民」と定義するのは不平等さを感じる。地域が抱える課題を解決していくことは栃木市住民だけでは無理なのか。</p>	1	<p>・これからのまちづくりや地域の抱える課題の解決には、市内に住んでいる人だけではなく、栃木市において、働き、学び、活動する幅広い人や事業者が協力、連携しあうことが重要であるという考え方から、市民を「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者」と定義しました。</p>

			<p>・なお、この条例では、市民の権利や責務についての基本的な内容を規定していますが、この条例で定める「市民」においても、市外に住み市内に勤務する人と、市内に住んでいる「住民」では、他の法令等の規定により、受けられる行政サービスや納税等の責務の内容は異なります。</p> <p>まちづくりにおいても、それぞれの立場により関わり方は異なりますが、異なる立場の人々が連携、協力して推進を図ることが重要であると考えています。</p>
第10条	<p>・市民がまちづくり、すなわち市政に参画する権利を謳っているが、普通の市民は仕事や家庭のことなどで手一杯で、とても参加する余裕がない。参加できるのは、一部の余裕のある人か、何らかの政治的意図をもった人に限られる。その結果特定の人たちが市政の主導権を握ることになる。</p>	1	<p>・地方自治体は、間接民主制度（代表民主制度）として、住民が市長及び議員を直接選挙により選出し運営していますが、この制度を補ったり、強化することにより市民自治を実現するためには、市政への市民参画や市と市民との協働が必要であると考えています。</p> <p>市としましては、自治基本条例を制定し、市民参画や市と市民との協働の機会を増やし、市民に対しても、これを促していきたいと考えています。</p> <p>・市政への市民参画の方法としては、この条例において、第26条の住民投票、第27条の審議会等、第28条の意見募集、第30条の総合計画策定及び見直しに当たっての市民参画、第44条の自治基本条例を検証するための市民会議等を規定していますが、一般の市民が参画しやすい制度を引き続き検討していきます。</p> <p>・なお、第24条第2項において、市は市民が市政に参加しない又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めることを定めています。</p> <p>・また、市政運営においては、最終的に意思決定するのは議会や市長等の執行機関ですので、それ以外の人により市政の主導権が握られることはありません。</p>
	<p>・住民税を納めていない人に行政サービスを施すことは納税者への背信</p>	1	<p>・第10条第3項に、市民の行政サービスを受ける権利を規定しています</p>

	行為である。		<p>が、行政サービスは、それぞれの法令等により受けることのできる対象者やサービスの内容等が定められている場合があり、全ての市民があらゆる行政サービスを無条件に等しく受けられるわけではありません。</p> <p>同じ市民でも、市外に住み市内に勤務する人と、市内に住んでいる「住民」では、受けられる行政サービスは異なることとなります。</p> <p>この条例では、例えば、市外に住み、市内に勤務し、市税の納税義務者でもない人についても「市民」と定義していますが、こういった方についても、行政サービスとして、保育園の入所や公共施設(文化会館、運動公園、図書館等)の利用は可能ですが、他の自治体においても、同じような取扱をしており、このことが、納税者への背信行為にはならないと考えています。</p>
第12条	<p>・「まちづくり」とは、市議会活動、市職員の行政活動そのものであり、これがすなわち市政である。満20歳未満の青少年や子どもは勉強や生業が本分である。</p>	3	<p>・第3条第5号に「まちづくり」とは、市政運営に限らず、住みやすく、活力ある地域社会をつくること、又そのため行われている全ての公共的な活動と定義しており、第12条第1項にあるように、満20歳未満の青少年や子どもも、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利があると考えます。</p> <p>この規定は、参画を強制するものではありませんので、勉強や生業を妨げるものではありません。</p> <p>・また、第24条第2項において、市は市民が市政に参加しない又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めることを定めています。</p>
第24条	<p>・市政に参加することが可能なのは市議会議員だけであり、余人には許してはならない。</p>	1	<p>・地方自治体は、間接民主制度(代表民主制度)として、住民が市長及び議員を直接選挙により選出し運営されています。</p> <p>したがって、市政運営においては、最終的に意思決定するのは議会であり、市長等の執行機関ですが、この制度を補ったり、強化することにより市民自治を実現するためには、市政への市民参画や市と市民との協働が必要であると考えています。</p>

			この条例においては、市政への市民参画の方法として、第26条の住民投票、第27条の審議会等、第28条の意見募集、第30条の総合計画策定及び見直しに当たっての市民参画、第44条の自治基本条例を検証するための市民会議等を規定していますが、一般の市民が市政に参画する制度について、さらに周知していきたいと考えています。
第26条	・「直接住民の意思を確認する」のは選挙が唯一の手段である。	1	<p>・現行の地方自治制度では、住民投票制度は、憲法95条に基づく地方自治特別法についての制度、直接請求による議会の解散又は議員若しくは市長の解職についての投票、市町村合併に係る制度はありますが、一般的な制度としては規定されていません。</p> <p>しかし、地方自治体が、行政運営に係る重要事項について、直接住民の意向を確認するために、住民投票を行うことは法律上特に禁止されていないと考えます。</p> <p>事実、近年、合併等の事案により、住民投票を行う地方自治体の事例は少なからず見受けられますが、本市においても間接民主制度(代表民主制度)を補い、住民の意向を直接確認する仕組みとして定めていきたいと考えています。</p>
	・議会の議決が無視、あるいは曲げられることは許されない。住民投票には外国人も入ることになり地方自治への影響が出るのは憲法違反である。住民投票権は参政権そのものである。	9	<p>・住民投票の実施に当たっては、現行の間接民主制度(代表民主制度)との関係に十分留意する必要があると、対象とする事案等について慎重な検討は必要であると考えています。</p> <p>第26条第2項において、議員及び市長の選挙権を有する住民が、市長に対し住民投票の実施を請求することができることを定めていますが、この内容が、外国人参政権に繋がるものではないと考えます。</p>
	・住民投票にふさわしくない事案を安易に実施されないように、6分の1を支持する。	1	・住民投票制度は、間接民主制度(代表民主制度)を補い、市民自治の実現を図るための具体的な仕組みであると考えていますが、住民の直接選挙により選ばれた市長や議会の権限との関係に十分留意する必要があります。

<p>・簡単に市政を変更できないように5分の1とハードルを高くするべき。</p>	<p>1</p>	<p>その制度設計は慎重を期すべきであると考えます。</p> <p>したがって、平成24年3月14日付け議長名の文書により、議会においては、住民投票の請求要件を6分の1以上とするべきとの意見が多数であり、このことを条例案に反映すべきとの意見が提出されたこと、自治基本条例市民会議の素案の提言においても、6分の1以上とするべきとの意見も少なからずあったとの内容が付言されていること、さらに、合併特例法における合併協議会設置についての住民投票を請求する際の連署数が6分の1であることなどを勘案した結果、「議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の6分の1以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。」に改めます。</p> <p>・住民投票の対象事案については、今後定める個別の条例において、十分に検討します。</p>
<p>・住民投票の関心が低く、投票率が低い状態で成立することがないように、別途条項によるのではなく「住民投票の有効投票率は、栃木市内の有権者数の60%以上とする」を明記するべき。</p>	<p>1</p>	<p>・投票結果の取扱いについては、この条例では、「市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」としていますが、住民投票の成立要件については、別に定める条例において検討します。</p>
<p>第27条</p> <p>・「市は、審議会等（法第138条の4第3項に定める附属機関及び任意設置の附属機関）の設置に当たっては、市民の意見をより広く市政に反映させるとともに、市民の参画及び市民と市の協働を推進するため、委員及びその他の構成員（以下「委員等」という。）の一定数以上を公募しなければならない」と明記しているが、議会と市民の間に意見が分かれた場合はどちらの意見が尊重されるのか。</p> <p>・直接民主制を実施するような内容なので議員の存在が否定されてしまうのでは。</p>	<p>10</p>	<p>・地方自治体は、間接民主制度（代表民主制度）として、住民が市長及び議員を直接選挙により選出し運営されています。</p> <p>市政運営においては、最終的に意思決定するのは議会や市長等の執行機関ですが、これを補ったり、強化するためには、市政への市民参画が必要であり、審議会等の委員の公募についてもその一環です。</p> <p>審議会等とは地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関及び任意設置の附属機関であり、あくまでも市の要請により審査、審議、調査等を行う機関であり、執行権は有していません。</p> <p>したがって、審議会等の委員の公募が、議員の存在を否定するものではありません。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会の委員公募とは誰が如何なる審査権をもって人選するのか不明。市職員が秘密裡に行うのは危険。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等については、市の要請により審査、審議、調査等を行う機関であり、市が選考することになりますが、選考基準や選考結果を公表し、公平、公正に行います。
第35条	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に法令等の解释权があるなど、どの法律に根拠規定があるのか。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第2条第12項に「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」と規定されています。
第44条	<ul style="list-style-type: none"> ・「この条例の実効性を高めるとともに適切な運用を図るため、栃木市自治基本条例市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する」と明記されているが、「市民会議」は行政執行権を持つのか。 ・選挙により選出された市長及び市議会議員がいるのに市民会議を設置し、選挙で選出されるわけでもない「市民」及び「公募委員」が権力を握ることは許されない。 ・市議会の議決が「市民会議」に影響を受けてはならない。 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の施行状況及び改善について検証を行う市民会議は、この条例の施行状況等の検証等を行い、市長に報告する機関であり、執行権を有する機関ではありません。 ・市長は、市民会議からの報告を市民の直接の意見として重く受けとめ、必要な措置を講じますが、最終的に条例改正等の意思決定を行う機関は議会です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の住民は日中働いているので市の会議に参加できないのが実情であり、こういったものに参加できるのは非常に恵まれた一部の方に過ぎない。あるいは、一部の志を持ったマイノリティが自分たちの都合のよい市にする為に敢えて参加することもあるかもしれない。 ・市民参加というが、一般市民は参加したくてもできない。非常に不公平である。 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体は、間接民主制度（代表民主制度）として、住民が市長及び議員を直接選挙により選出し運営していますが、この制度を補ったり、強化することにより市民自治を実現するためには、市政への市民参画や市と市民との協働が必要であると考えています。 市としましては、自治基本条例を制定し、市民参画や市と市民との協働の機会を増やし、市民に対しても、これを促していきたいと考えています。 ・市政への市民参画の方法としては、この条例において、第26条の住民投票、第27条の審議会等、第28条の意見募集、第30条の総合計画策定及び見直しに当たっての市民参画、第44条の自治基本条例を検証するための市民会議等を規定していますが、一般の市民が参

			<p>画しやすい制度を引き続き検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、第24条第2項において、市は市民が市政に参加しない又は参画できないことによって、不利益を受けることのないように努めることを定めています。 ・なお、この条例を検討するにあたり設置した自治基本条例市民会議に参加していただいている市民の方々は、一部の特定の市民ではなく、一般の市民の方々であり、会議は平日の夜間に行い、日中に仕事をしたうえで参加されている方も多数いらっしゃいました。
	意見の数	計	127件

3 その他の意見

意見		意見の数	応答
太平山の麓の清水寺駐車場の使用に関する質問		1	・自治基本条例(案)に対するご意見ではありませんので、所管課より回答させていただきます。
住民票の発行手続き及び個人情報の保護に関する要望		1	
障がい者専用の駐車スペースに関する要望		1	
自治会・町内会における役割分担に関するご相談		1	
永野川の悪臭改善の要望		1	
永野川堤防(片柳町5丁目市営住宅東側)の決壊対策についての要望		1	
太平山へのケーブルカー設置の要望		1	
平柳町付近への公園(森林浴等ができる規模)の設置についての要望		1	
栃の木公園の遊具に関する要望		1	
意見の数	計	9	件